

# 植物検疫の現状とその課題



農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

## 本日の説明内容

- |             |                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1. 植物検疫について | 植物検疫とは<br>植物検疫の必要性                                                       |
| 2. 植物検疫の現状  | 輸入検疫の概要<br>輸出検疫の概要<br>国内検疫の概要<br>侵入警戒調査、緊急防除                             |
| 3. 近年の取組み   | 国際基準について<br>リスクに応じた検疫措置<br>科学的分析に基づく輸入解禁<br>科学的分析に基づく輸出解禁<br>国内での新たな移動規制 |

# 植物検疫について

## 植物検疫とは

国内外を問わず、病害虫のまん延により深刻な農業被害をもたらし、国民生命に重大な影響を及ぼした事例が多数存在。

## 海外における病害虫の侵入被害例

1840年代、アメリカからアイルランドにジャガイモ疫病が侵入・蔓延

1870年代、アメリカからフランスにフィロキセラが侵入・蔓延

アイルランドの農地の40%がジャガイモ農場

フランスのぶどう畠が一部地域を除いてほぼ全滅

ヨーロッパ最後の大飢饉である  
ジャガイモ飢饉  
100万人が死亡  
100万人が国外移住 人口減

ワイン生産に大打撃



## 国内における病害虫の被害例

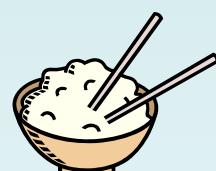
1732年(江戸時代)に水稻害虫であるウンカの大発生

これらを防除する科学的技術は当時はなかった

### 当時の防除手法

- ・神仏に病害虫の退散を祈る
- ・油を水田に注いで、その上に病害虫を落として窒息死させる

水稻に大きな被害  
享保の飢饉  
265万人が飢え、1万2千人が餓死



## 国内における病害虫の侵入被害例

南西諸島等にウリミバエ・ミカンコミバエが侵入



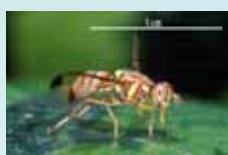
カンキツ、キュウリ、メロン、  
ウリ等に被害が発生



根絶防除に要した期間 : 25年  
防除費用(人件費除く) : 約254億円  
従事者 : 延べ63万人



ミカンコミバエ

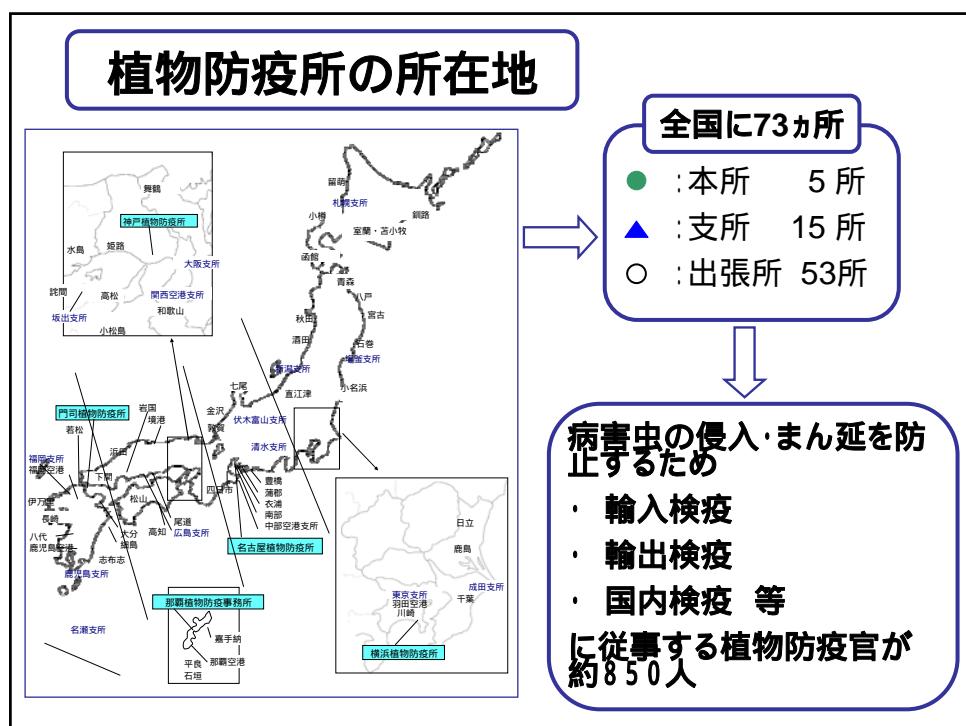
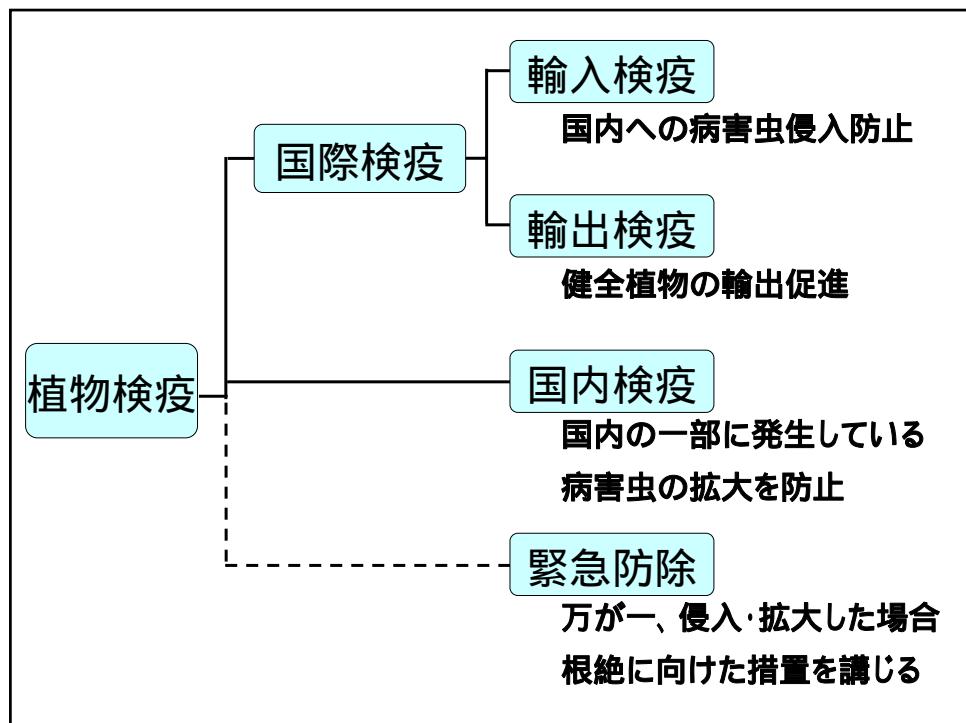


ウリミバエ

## 植物検疫の必要性

新たな病害虫が国内に侵入・まん延、我  
が国の一部にしか存在しない病害虫が病  
害虫が拡大して、農作物に被害を与えるのを防  
ぐ必要がある。

このため、港や飛行場で貨物や携帯品の  
植物を検査し、必要に応じて消毒その他の措  
置を行うなどの植物検疫を実施している。



# 植物検疫の現状

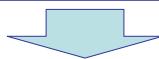
## 輸入検疫の概要

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある「検疫有害動植物」が外国から侵入することを防ぐため、貨物、携帯品、郵便物などにより輸入される全ての植物やその容器包装について輸入植物検疫を実施。

## 検疫有害動植物

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するもの

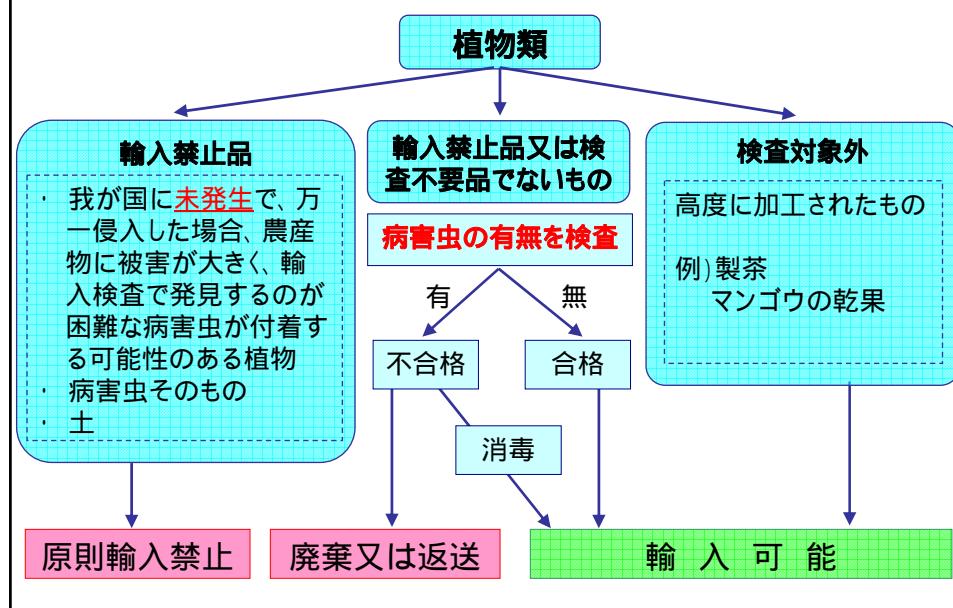
1. 国内に存在しないもの
2. 既に国内の一部に存在しており、かつ、国により防除に關し必要な措置がとられているもの



## 輸入検疫措置

- ・輸入の制限(検疫証明書の添付、輸入港・飛行場の指定)
- ・輸入の禁止
- ・輸入農産物等の検査
- ・検査結果に基づく消毒・廃棄等の処置

## 輸入検査の流れ



## 輸入検査の実例

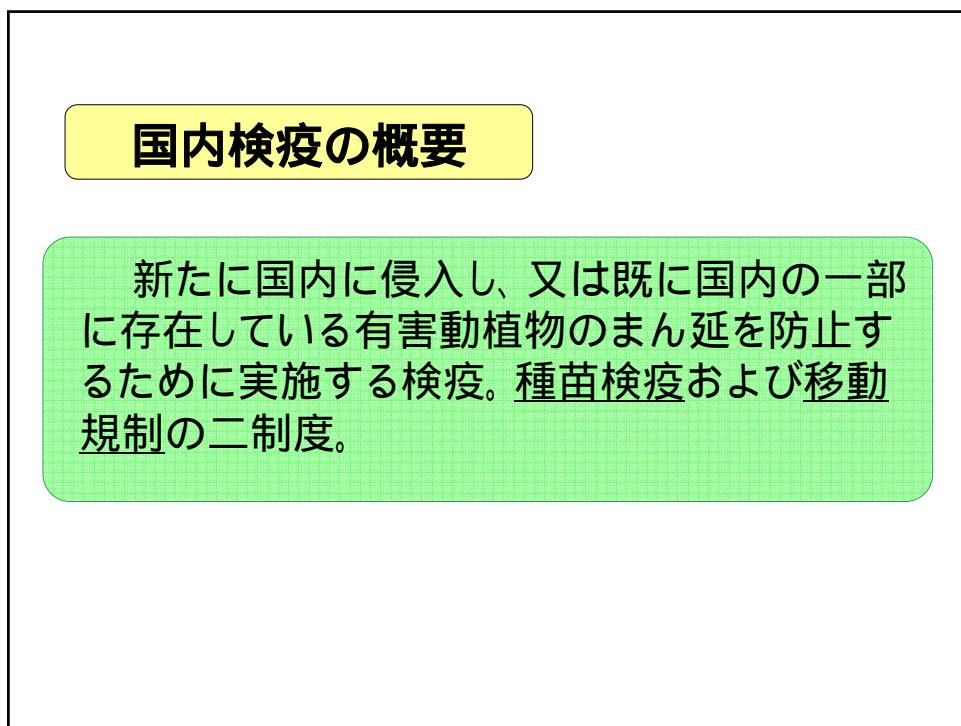
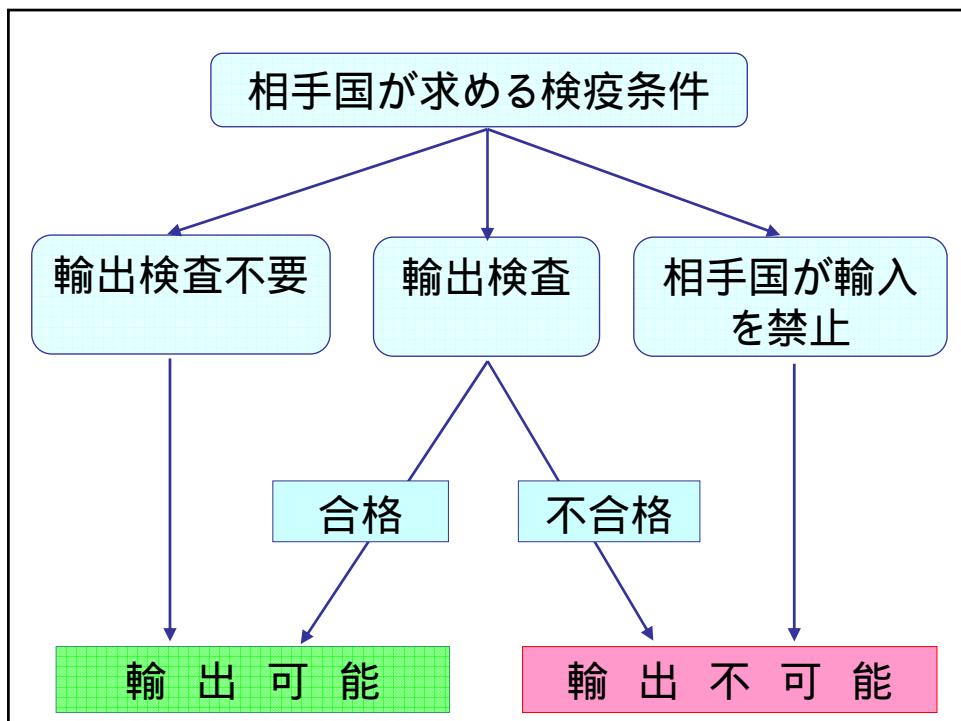


旅行客が手荷物で持込むもの

## 輸出検疫の概要

植物の輸出に際しては、その植物が輸入国の要求する条件に適合しているかどうかについて検査する輸出植物検疫を実施。

- ・輸出相手国が要求する検査を行い、検査証明書を発給
- ・輸出相手国が要求する場合は、栽培地検査を実施
- ・これら検査に合格した旨を示す検査証明書が無いものは輸出できない



## 種苗検疫

種苗の生産・移動による病害虫のまん延を防止するため、農林水産大臣の「**指定する繁殖用の植物(指定種苗:馬鈴しょ)**」について検査。

検査合格証明書が添付されていなければ、譲渡、生産地域外への移出は禁止

## 移動規制

「**省令で定める地域内**」にある植物及び有害動植物等の移動を制限・禁止。

禁止品の地域外への持出しが禁止。制限品は消毒等の措置を実施した場合のみに可能。

## 移動規制の例1

沖縄県にはかんきつ生産に大きな打撃を与える病害であるカンキツグリーニング病が発生していることから、他地域へのまん延防止を図るため、沖縄県からの一部かんきつ類の持出しに際し、植物防疫官の検査を実施

### カンキツグリーニング病の発生

#### カンキツグリーニング病

かんきつ類の病害で、病気が進むと生育不良を引き起こし、枝や株が枯死する。接木や媒介昆虫のミカンキジラミによって伝搬される。

## 移動規制の例 2

オーストラリアにおいては、チチュウカイミバエ、クイーンズランドミミバエ等のまん延を防止するため、国内の移動規制を実施



州境での植物検疫

## 侵入警戒調査、緊急防除

検疫措置にもかかわらず、万が一、病害虫が侵入した場合は、国内農業に重大な被害を及ぼすことから、病害虫の早期発見に努めるとともに、侵入した場合には緊急防除を実施する

## 侵入警戒調査

我が国に存在しない病害虫の侵入を、より早期に発見することで、まん延・定着を未然に防ぐことができる

全国の港、空港、畑や果樹園において重要病害虫の侵入を警戒し、**早期の重要病害虫発見**

## 緊急防除

万が一、侵入した場合

我が国未発生の病害虫が侵入した場合、急激にまん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある。

重要病害虫が侵入した場合には、植物の移動禁止、廃棄命令などを伴う迅速かつ徹底した防除を実施し、**早期の病害虫根絶・撲滅、他地域へのまん延防止**を図る

## 侵入警戒調査

### トラップ調査

(トラップ)を設置して、害虫をおびきよせる



### 巡回調査

空港、港、圃場を定期的に巡回し、肉眼で観察する



### 調査対象の害虫の例

ミカンコミバエ種群  
火傷病  
スイカ果実汚斑細菌病

チチュウカイミバエ  
ウリミバエ  
コドリンガ  
アリモドキゾウムシ

## 緊急防除

### 鹿児島県屋久島におけるイモゾウムシの防除

- ・平成9年12月、イモゾウムシの確認
- ・平成10年6月、緊急防除の発動
- ・平成16年5月、根絶の確認を受け、  
緊急防除を終了



### 緊急防除の発動実績

ジャガイモガ	広島県等	昭和29年～昭和40年
アリモドキゾウムシ	鹿児島県開聞町	昭和40年～昭和44年
ミカンネモグリセンチュウ	東京都八丈島	昭和42年～昭和44年
アリモドキゾウムシ	鹿児島県種子島	平成3年～平成10年
アリモドキゾウムシ	鹿児島県山川町	平成7年
ナシ枝枯細菌病	北海道	平成7年～平成11年
アリモドキゾウムシ	高知県室戸市	平成8年～平成10年
アリモドキゾウムシ	鹿児島県屋久島	平成10年～平成12年
イモゾウムシ	鹿児島県屋久島	平成10年～平成16年

## 近年の取組み

## 国際基準について1

衛生植物検疫措置の適用に関する協定  
( SPS協定 )

- ・ WTO協定の附属書の一つ
- ・ WTO加盟国が、人、動物又は植物の生命又は健康を守るための措置 (SPS措置) を適用する際の権利・義務を定めたもの

## SPS協定

- SPS協定は、病害虫の侵入を防ぐために各国がSPS措置をとることを認めている。
- 一方で、SPS措置が濫用され、国際貿易の不当な障害になることを防ぐためのルールを規定している。

科学的な根拠に基づいてSPS措置を設定すること

国際基準がある場合は、原則としてそれに基づいて措置をとること

WTO加盟国は、科学的な根拠に基づいてSPS措置をとることを求められている。

## 国際基準について2

### 国際植物防疫条約( IPPC )

植物に関する病害虫のコントロール、国際的な蔓延の防止に関する国際的な協力を主たる目的とする多国間条約

### IPPC

SPS協定において、IPPC事務局が作成する植物の健康に関する基準は、国際基準に指定されている。

この国際基準として、IPPCは1995年以降、「**植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)**」を策定している。

**我が国は、ISPMを基礎にSPS措置を講じることを求められている。**

### 国際基準について3

ISPMは、これまで27作成されている。

近年、具体的な植物検疫措置などに関する国際基準づくりが進められている。

ISPMが2国間の植物検疫措置の設定に大きな影響を与えている。

### ISPMの例

#### ・病害虫危険度解析に関するガイドライン

国内での病害虫の発生の有無

公的防除の実施状況

病害虫の経済的重要性(侵入、まん延、被害)

などを調査し、植物検疫措置を決定する手法のガイドライン

#### - 日本の取組 -

#### ISPM策定への積極的貢献

#### 議論への参加

・ISPMの採択を行う植物検疫措置に関する委員会(CPM)への参加

・ISPM策定に係る基準委員会(SC)、専門家作業部会(EWG)への専門家の派遣

・各国協議においてコメントを積極的に提出

#### 我が国の知見を国際基準に反映

・我が国で開発されたくん蒸処理等の検疫処理を、国際基準とするようIPPCに提案

・我が国でのミバエ類の根絶の知見を提出

## 国際基準に整合的な植物防疫制度

我が国の植物防疫制度についても、科学的なリスク評価に基づいて、検疫対象病害虫を見直すなど、国際基準に整合的なものとしている

### 国際ルール(国際植物防疫条約等)

#### 検疫の対象病害虫

国内に存在しないもの  
国内に存在しているが、撲滅又は封じ込めのための強制的な防除を行っているもの

### 日本の制度

#### 従来の制度

- 世界に存在する約10万種類の病害虫全てを検疫の対象
- 日本に広く存在している病害虫も検疫の対象(発見されれば消毒等)

輸入禁止病害虫  
(15種類)

国内移動規制病害虫  
(6種類)

国際基準ルールに整合していないと諸外国から厳しい批判

#### 改正以降、国際基準への整合性を推進

##### 検疫対象の病害虫を限定

- 日本に広く存在する病害虫を検疫の対象から除外(計143種類)
- 消費材に付着する病害虫は検査の対象から除外(6種類)

平成19年

検疫の対象から除外  
(19種類追加)

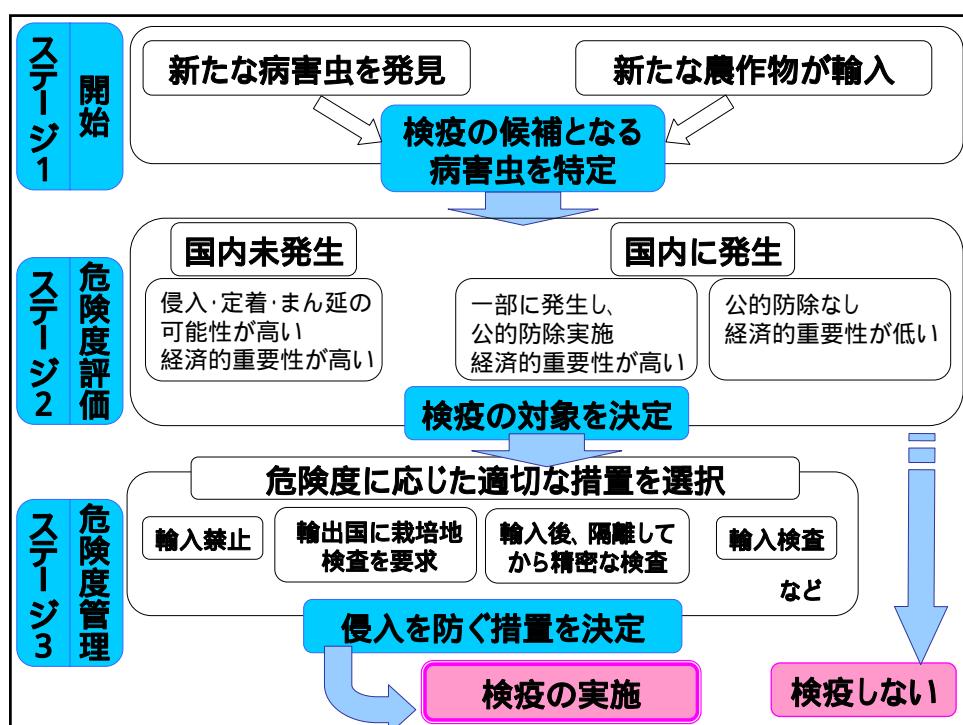
追加なし

##### 検疫の強化

- 輸出国で栽培地検査を要する病害虫(計11種類)
  - 新たな病害の追加(1種類)  
発生地域、寄主植物の追加削除(5種類)
- 輸入禁止病害虫(計16種類)
  - 新たに病害の追加(1種類)  
発生地域、寄主植物の追加(5種類)
- 国内移動規制病害虫(計8種類)
  - 発生地域・寄主植物の追加(2種類)

## リスクに応じた検疫措置

最新の文献、諸外国からの情報等を踏まえ、**病害虫危険度解析(PRA)**を実施し、我が国が侵入を警戒する病害虫の見直し、検疫対象外の非検疫有害動植物の見直し等を行う



## 科学的分析に基づく輸入解禁

輸入が禁止されている植物であっても、輸出国において輸入禁止対象病害虫に対する完全殺虫技術等、我が国への病害虫の侵入を防止するための検疫措置が開発された場合には、条件付きで輸入を解禁している

我が国に未発生で、万一侵入した場合、農産物に被害が大きく、輸入検査で発見するのが困難な病害虫が付着する可能性のある植物は、輸入禁止(地域(国)・品目の組合せにより指定)。

輸出国側が  
・病害虫の無発生地域で生産  
・病害虫の殺虫方法等を開発 等

我が国に病害虫の侵入の可能性がないことを  
科学的に確認

条件付輸入解禁

### 輸入解禁した際の検疫条件

輸入禁止品を輸入解禁する場合には、PRAを実施し、我が国へ病害虫が侵入する可能性のない検疫措置(低温処理、蒸熱処理等)を講ずる

#### イタリア産スイートオレンジを輸入する際

イタリアは...



チチュウカイミバエの発生国のために  
かんきつ類等は輸入禁止



チチュウカイミバエは  
未発生国



「中心温度1.2℃、14日間の低温処理」により  
ミバエを完全殺虫し、我が国への侵入を防止



### 科学的分析に基づく輸出解禁

農産物の輸出に当たっては、品目毎に相手国が要求する検疫条件を満たすことが必要。このため、輸出できない品目については輸出解禁を、新たな知見が得られるなど相手国の要求が現在の技術水準から見て過剰であると判断された場合は、検疫条件緩和を要請

## 我が国から輸出できない品目がある

我が国の植物に対して「輸入禁止等の検疫措置」を講じている  
国の存在

輸出先国が侵入を警戒する病害虫の国内における「発生状  
況、防除状況を調査・確認」

(例) カンキツかいよう病、モモシンクイガ



輸出が不可能又は、検疫条件が過大である品目のうち、日本の  
生産者などから輸出の「要望が高い品目」

輸出相手国に対し、「輸出解禁又は条件緩和を要請」し、検疫条  
件について技術的な協議

## 輸出解禁・条件緩和

## 輸出解禁された際の検疫条件

輸出相手国が輸入を禁止している品目を解禁するに  
あたり、我が国に対して所要の検疫条件が課せられる

### リンゴを台湾に輸出する場合

日本には、モモシンクイガが発生しているため、  
台湾に侵入させないための措置が必要



台湾向け園地及び  
選果施設の「登録」



生産者による「園地防除の徹底」、  
選果施設における「適切な選果」



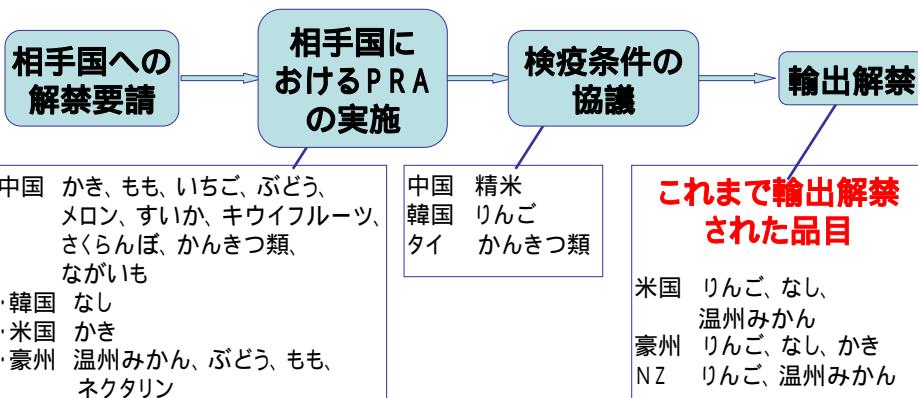
植物防疫官による  
「輸出時の検査」



輸出

## 輸出解禁の手続き

我が国に発生する病害虫の相手国への侵入リスクに基づき検疫条件が設定されることから、我が国における病害虫の発生状況や生産地での防除対策等相手国が求めるデータを提出しつつ、技術的協議を実施



## 輸出解禁後の取組み

解禁後は検疫条件の協議で定められた措置を着実に実施する必要がある。(相手国での水際検査で不合格となった場合、当該ロットだけではなく、我が国全体からの輸出が不可能となる場合もある。)

### 日本国内で実施する措置

#### 栽培地検査

園地での防除の実施、病害虫の発生状況等を確認

#### 消毒措置

輸出時に相手国が求め  
る消毒処理等を実施

#### 輸出検疫

輸出時に病害虫が付着  
していないか等を検査

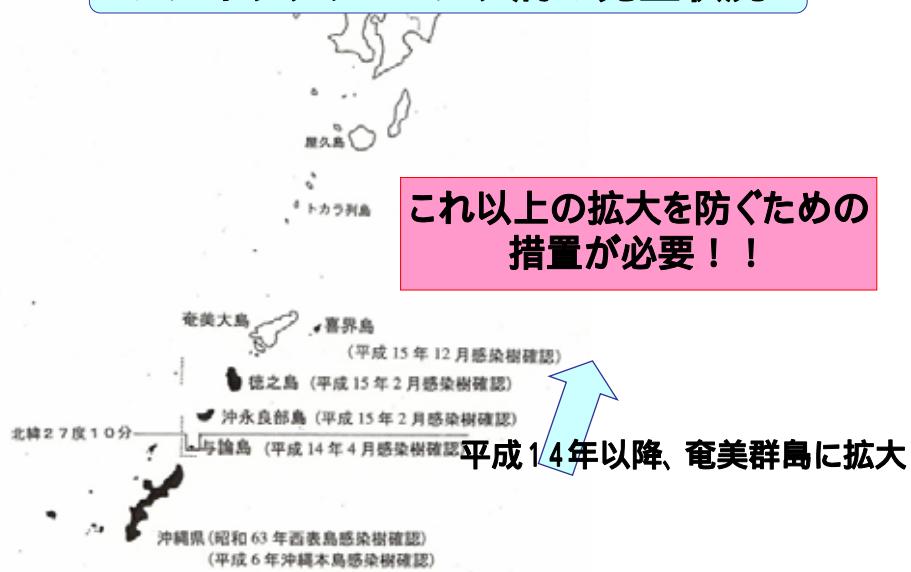
こうした措置により、相手国への病害虫侵入を防止。  
それにも関わらず相手国で万が一発見された場合、最悪のケース  
では**我が国全体から輸出できなくなる**。

**生産地や流通過程における防除等、「関係者一体となっての取組みが必要」**

## 国内での新たな移動規制

これまで沖縄県のみで発生していたカンキツグリーニング病が、H14年以降、奄美群島にも発生が拡大しているため、対策が必要となっている

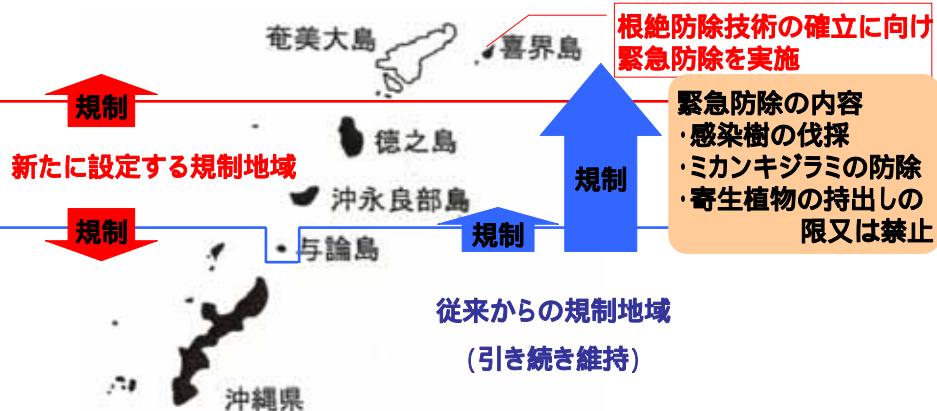
## カンキツグリーニング病の発生状況



## カンキツグリーニング病に関する新たな規制1

カンキツグリーニング病の発生地域が拡大していることから、移動規制の対象地域を沖縄県のみでなく、奄美群島(与論島、沖永良部島、徳之島)に拡大する。

喜界島では緊急防除を実施し、根絶を図る



## カンキツグリーニング病に関する新たな規制2

これ以上のカンキツグリーニング病の拡大を防ぐため、移動規制措置の内容についても改正する

	現在の規制	新たな規制
CG病の寄主植物	<p>【検査を受けて移動】 かんきつ類の苗木 シーキューサーの苗木 など</p>	<p>【検査を受けて移動】 かんきつ類の苗木 シーキューサーの苗木 など</p> <p>【移動禁止】 ゾウノリンゴ など</p>
ミカンキジラミの寄主植物		<p>【検査を受けて移動】 グッキツ など</p>
ポンカン、シーキューサー等の果実や種子は引き続き規制の対象外		